

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和7年2月12日（水） 第9668号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定介護機関の変更の届出（65）（孤独・孤立対策課）・・・・・・・・・・ 2
	大規模小売店舗の変更の届出に対する意見書の提出（66）（企業支援課）・・・・・・・・・・ 2
	県営土地改良事業計画の決定（4件）（67～70）（農地・水保全課）・・・・・・・・・・ 3
	保安林の指定予定（71）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・ 4
	砂利採取法による採取計画の変更認可の公表（72）（鳥取県土整備事務所）・・・・・・・・ 4
	採石法による採取計画の認可の公表（73）（西部総合事務所米子県土整備局）・・・・・・・・ 5

告 示

鳥取県告示第65号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項又は第6項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業者及び介護予防・日常生活支援事業者の主たる事務所の所在地並びに居宅介護事業所及び介護予防・日常生活支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和7年2月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
社会福祉法人親誠会	倉吉市伊木215-3	ホームヘルプひまわり昭和町	倉吉市伊木215-3	訪問介護	令和4年11月1日

2 介護予防・日常生活支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
社会福祉法人親誠会	倉吉市伊木215-3	ホームヘルプひまわり昭和町	倉吉市伊木215-3	第1号訪問事業による支援に相当する支援	令和4年11月1日

鳥取県告示第66号

令和6年鳥取県告示第681号（大規模小売店舗に関する変更事項の届出について）により告示した丸合みのかや店ドラッグストアウェルネスみのかや店に係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づく変更の届出について、同法第8条第1項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、当該意見書を縦覧に供する。

令和7年2月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 意見書を提出した市町村

米子市

2 意見の概要

- (1) 景観法（平成16年法律第110号）第16条第1項各号に掲げる行為を行う場合は、同項本文に規定する届出を行うこと。
- (2) 当施設に屋外広告物を設置する場合は、鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号）第3条の規定に基づく鳥取県知事の許可を受けること。
- (3) 鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）第6条第2項ただし書に規定する認定を受けること。
- (4) 当施設の自動車の駐車のために供する部分の面積が500平方メートル以上の場合は、駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）で定める技術的基準に適合させること。
- (5) (4)の路外駐車場において駐車料金を徴収する場合は、駐車場法（昭和32年法律第106号）第12条に規定する届出を行うこと。

3 縦覧に供する期間

令和7年2月12日から1月間

4 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び米子市経済部商工課

鳥取県告示第67号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農村地域防災減災事業 新池（天ヶ谷池）地区 ため池等整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

令和7年2月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和7年2月12日から同年3月4日まで

3 縦覧に供する場所

米子市役所

4 審査請求

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求すること。

鳥取県告示第68号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農村地域防災減災事業 奥谷地区 ため池等整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

令和7年2月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和7年2月12日から同年3月4日まで

3 縦覧に供する場所

八頭町役場

4 審査請求

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求すること。

鳥取県告示第69号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農村地域防災減災事業 長池地区 ため池等整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

令和7年2月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和7年2月12日から同年3月4日まで

3 縦覧に供する場所

大山町役場

4 審査請求

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求すること。

鳥取県告示第70号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農村地域防災減災事業 マキデン池地区 ため池等整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

令和7年2月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和7年2月12日から同年3月4日まで

3 縦覧に供する場所

南部町役場

4 審査請求

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求すること。

鳥取県告示第71号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年2月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

東伯郡三朝町大字三徳字下段原頭185の1、187、字下段原192、字古屋敷218、219の1（次の図に示す部分に限る。）、229の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

（1）立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第72号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第20条第1項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県

砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

令和7年2月12日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 清 水 丈 二

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	砂利採取場の所在地及び面積	採取する砂利の種類及び数量	認可の内容			認可年月日
				変更事項	変更前の内容	変更後の内容	
有限会社湯川建設 代表取締役 湯川 渉	鳥取市湖山町東四丁目90	鳥取市賀露町西二丁目1757-747外1筆 (7,300平方メートル)	砂(25,083立方メートル)	採取の期間	令和6年2月1日から令和7年1月31日まで	令和6年2月1日から令和8年1月31日まで	令和7年1月21日

鳥取県告示第73号

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

令和7年2月12日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	採取の期間	
環境プラント工業株式会社 代表取締役 河本 剛	米子市高島130-1	西伯郡南部町東上字切塞1250外14筆 (91,781平方メートル)	風化花崗岩(32,263立方メートル)	令和7年1月30日から令和10年6月30日まで	令和7年1月30日